

令和7年度まち・ゆめ基本条例 議員アンケート 集計結果

R7.10.1 作成

1.調査の概要

(1) 調査方法	議会事務局を通して各議員に配布・回収
(2) 調査期間	令和7年9月10日～令和7年9月26日
(3) 調査対象	市議会議員
(4) 回答数	22 件

2.集計結果（単位：人）

問1 あなたは「三次市まち・ゆめ基本条例」を知っていますか。

言葉は知っている	10
内容まで知っている	12
知らない	0

問2 あなたは、「三次市まち・ゆめ基本条例」で市議会の役割と責務について述べられていることを知っていますか。

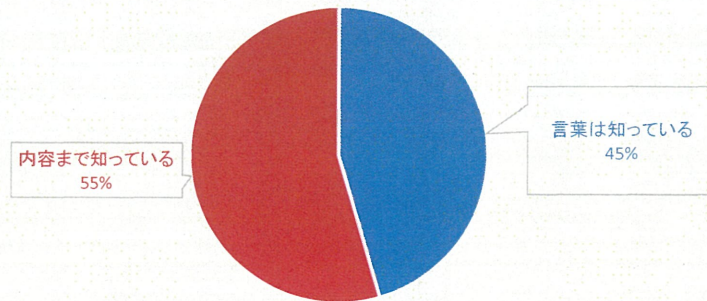
知っている	18
何となく知っている	4
知らない	0

問3 条文の内容を意識されていますか。

意識して活動している	14
あまりできていない	5
できていない	0

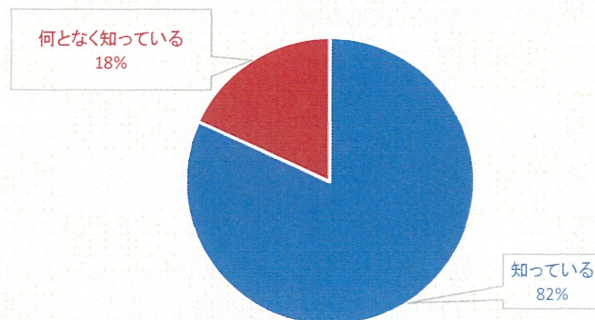
【議員アンケート結果集計グラフ】

問1 あなたは「三次市まち・ゆめ基本条例」を知っていますか。



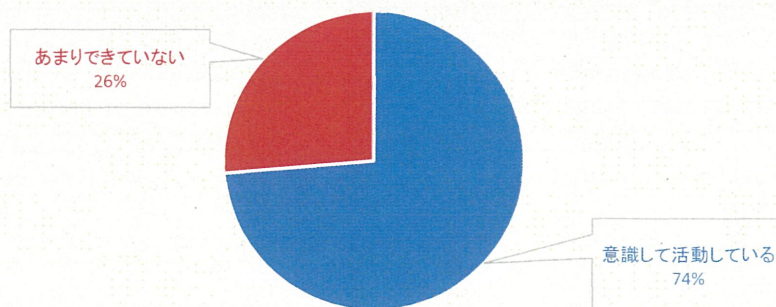
全員が条例について認知しており、半数以上が内容まで把握している。

問2 あなたは、「三次市まち・ゆめ基本条例」で市議会の役割と責務について述べられていることを知っていますか。



8割が市議会の責務と役割について述べられていることを「知っている」と回答している。

問3 条文の内容を意識されていますか。



条文の内容を「意識して活動している」が7割を超えた。

問4 活動される際に特に意識されていることがあれば教えてください。

- 市民の声をできるだけ届けるように市民との対話の機会やチャンネルをもつこと。
又 SNS 等での情報発信に努め、広く市民の皆さんと共有するよう努めている。議会でも広報活動等充実するよう委員会等でアイデアを出して、開かれた議会活動につとめている。
- 地域行事への参加、自治連の諸会議等へ参加、行政への問い合わせなど
- 「まちづくり」について、自分の意見や考えに固執しないためにも、市民との対話を特に意識している。具体的には、関係者、関係機関への聞き取りや意見交換を行なうことである。また、政策提言につなぐことができるよう議員としてのスキルアップ（研修や他市町村などの先進事例の研究）も意識している。
- 常に、まちづくりの主体は、市民と市と議会であることを念頭に協働することができているか、チェックしながら活動している。パワーバランスの公平性も担保されているか、それぞれがよきパートナーとして成立しているか意識している。議会としては市民の声を反映し政策提言や立法活動も積極的に取組むべきである。
- 今後、三次市民の暮らしを守り続けていくためには、次のことが必要だと考えます。
「人と人が自由につながる地域コミュニティの再構築を図るとともに次のことに取り組む」
 - ★自然を守る・まちを創る（自然教育を推進するとともに里地、里山の再生を図る）
 - ★人を守る・人を育てる（核家族に対応して、子育てについて高齢者の知恵と経験を生かした相談体制を整備するなど、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を図る）
 - ★仕事を守る・仕事を創る（農業の大規模生産化を促進するとともに最も多い兼業農家の日本の農業における役割を明確化し必要な支援を行なう。
 - ★文化を守る・文化を創る（各地区における歴史的な伝統文化やしきたりを尊重する

とともに後継者の育成を促進して保存、継承を図り市民の郷土文化等について誇りを醸成する。

- 市民の立場にだって考えている。
- 「議員は、広く市民との対話や活動を行ない（第19条2）」のところです。
- 市議会情報の発信

市民の思いを市政にどのように活かすことができるか！！

- 市政運営が適切になされているか監視している。

公平性、透明性の確保に努め、誠実に市民生活の向上を目指す。

- 地域活動を活発にするには、担当課と自治連合会が日頃から密にしていけることが今以上に必要である。
- 情報公開と共有 第18条にある市議会のもつ情報を積極的に決定の経過、内容を市民にわかりやすく公開し説明している。
- 議員の責務 第19条にある公正で誠実に仕事を行っている。まちづくりの検討、調査し、誤りは正す、真実を常に追求している。時に行政、自治組織に進言している。
- 市民の声をよく聞く
- 議会では、執行部に対して是々非々の対応をしている。
- 6月定例会における学校再配置の議案採決時には、第7条、第8条、第9条を踏まえ、本条例の理念が条例改正案に十分に活かされていないことを指摘しました。このように、行政運営が本条例の趣旨と合致しているかどうかを常に念頭に置きながら、発言や活動を行っています。

問5 本条例に基づいたまちづくりを進めていく上で、必要だと思われることがあれば教えてください。

- 市民への積極的な情報公開と市民（子どもから大人まで）参加の対話の場所（ex.まちづくりワークショップ等），市民の予算提案制度の設置，学校での主権者教育の充実
- 条例の周知
- 子どもから大人，そして，高齢者といった全ての人が「まちづくり」に参加するという意識を醸成することが最も必要であると考えます。そのためにも10年後，20年後を意識し，子ども達や若者へのアプローチ（学校での取組みなど）が重要であると考えます。
- 市民にどれだけ提案と決定の過程で理解と情報共有がなされ，共に進むことが出来ているか，市と議会は慎重に受け止め活動しなければならない。
- 「三次市まち・ゆめ基本条例」の第10章 検討及び見直し の第30条にあるように，市はこのきまりができた後，4年を超えない期間ごとに，このきまりがまちづくりにふさわしいものであるか（市民の声をしっかり聞いて）参加を得て必要に応じて見直しを行なうとありますが（ ）内の市民の皆様の声をしっかり聞くことが大切だと思います。
- 情報の開示と市民の声を聞くこと。
- 議員の責務，第19条をしっかりと意識させてください。
- 市議会の活動の見える化！！→各常任委員会の活動が見えるようにする。
- 具現化への実行性
- 市議会の役割と責務についての活動が重要と感じている。開かれた議会をめざす中で，市民の皆様に情報共有する事が大切だと考えている。しかし，なかなか出来ていない状況。反省です。
- 市民の皆様に市議会として，出来る事と出来ない事を理解していただく必要があると

思います。

- 市民の思いや気持ちをもっと聞いていかねばならないと思う。
- 条例の形骸化していると感じてしまう。まずは考えていただく材料を適切に提供しているかが大事である。積極的な情報開示が必要ではないだろうか。
- さらなる周知が必要。
- 市民との対話を丁寧にしていくことを基本にしてください。
- 20年経過して市民へ周知されていない。条例を繰り返し発信して、学校・事業所等日々音読するなど方法を考え、市民の意識づけに努力が必要。
前文にある「このきまりは、みんながまちづくりをしていく、そのみちしるべとなる」
将来の三次市が健全であるために、今こそ実行すべきと考える。
- 各地域の歴史を大切にしてほしい。昔があって今があるのだから。
- 市民・市・市議会等おのおのに定められている権利や責務、役割等を今以上に徹底して自覚する必要がある。
- 本条例の認知度は依然として低いのではないかと考えます。少なくとも市役所内部においては、本条例を十分に踏まえた上で、日々の業務に取り組む必要があります。特に政策判断において意見が分かれる部分については、その意識が欠かせません。

第16条「事業者の役割」については、制定時と比べて市外事業者が増加してきています。今一度、市外事業者に対しても、地域活動への協力を求めるなど、責任と自覚を促すような取組が必要だと考えます。

また議会に関しては、議会基本条例が存在しているため、本条例との整合を図るとともに、議会基本条例の趣旨を本条例にも反映させることが望ましいと思います。

大幅な改正を要するとは思いませんが、こうした機会を捉え、条例改正に向けた不断の努力を積み重ねていくことが大切です。そのこと自体が、改めて本条例の意義を思い起こす契機になると考えます。